

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支給に当たつて参酌すべき基準）</p> <p>第三条の二 国は、災害が発生したときは、市町村が当該災害に係る災害弔慰金の支給に当たつて参酌すべき基準を速やかに作成し、及び公表するものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第九条 第三条の二及び第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。</p>	<p>（新設）</p> <p>（準用規定）</p> <p>第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。</p>